

## 簠簋秘訣集

### 九圖之名義

|            |             |              |
|------------|-------------|--------------|
| ┃ 一得天上水    | ┃┃ 二義虚空火    | ┃┃┃ 三生造作木    |
| ┃┃┃ 四殺劍鐵金  | ┃┃┃┃ 五鬼欲界土  | ┃┃┃┃┃ 六害江河水  |
| ┃┃┃┃ 七陽國土火 | ┃┃┃┃┃ 八難森林木 | ┃┃┃┃┃┃ 九厄土中金 |

### 九圖立様ノ次序ヲ知ル歌

中央ヤ右ノ足ニ手ヲ掛ケテ、左ノ足ニテ三頭ヲフム也。

尾ヨリ右ノ肩ニ上リツツ左ノ手ニテ肩ヲ押ス也。

右ノ歌ヲ以テ次第ニ立テ回ル也。詳ニハ左ニ顕ス。

### 五目錄九圖占法

凡ソ、九圖ノ占法ハ種々ノ習イアルコト一ツニアラザル也。然リト雖モ、此ノ五目錄ノ法ヲ以テ、肝要トス。九宮ノ圖ヲ混雜シ、或ハ三目錄等ノ法ハ咸<sup>ミナ</sup>信用ニ足ラズ。此ノ五目錄ハ月日時共ニ、考ヘル定法ナルガ故ニ、至極ノ九圖トス古法ナリ。

云ク、先ズ月ノ吉凶ヲ定メルニハ、行年ノ干支数、次ニ日ノ吉凶ヲ定メルニハ、月ノ干支数、又時ノ吉凶ヲ定メルニハ用ル日ノ干支数ヲ用ル也。

此ノ干数ト支数ト其ノ占人ノ生年ノ干数ト支数ト五性魂ノ数ト合スレバ、五目錄トナル也。

<sup>カツ</sup>但、干支ノ数、魂ノ数ヲ知ル術ヲ左ニ顕ス。

## 干支数ヲ知ル傳

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 甲 | 乙 | 丙 | 丁 | 戊 |   | 子 | 丑 | 寅 | 卯 | 辰 | 巳 |
| 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | △ | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 |
| Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ | ┐ | Ⅲ |   | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ | ┐ | Ⅲ | Ⅲ |
| 己 | 庚 | 辛 | 壬 | 癸 |   | 午 | 未 | 申 | 酉 | 戌 | 亥 |

## 五性魂ヲ知ル傳

木ハⅢ九数、火ハⅢ三ツニ、土ハ┐一ツニテ、水ハⅢ五ツニ、金ハⅡ七ツゾ

以上ノ傳ヲ以テ数ヲ定メ、五目錄ヲ作り、惣数都合シテ九ヲ以テ之ヲ除キ、残ル数ヲ以テ数ヲ定メ、中央ニ置イテ是ヲ体魂トス。是即チ九圖ノ占ノ當坐ノ体也。

<sup>シカ</sup>而シテ右中央ニ立テル数設ハ、五本ナル時ハ、其ノ本数ニ、五本ヲ益シテ十ト成リ、九ヲ以テ之ヲ除キ、残ル一本ヲ歌ノ次第ニ随ッテ、其ノ一本ヲ右ノ足ニ立テル也。又此ノ一本ニ五本ヲ益シテ六本ト成ル其ノ六本ヲ右ノ手ニ立テル。此ノ如ク、立テタル数ニ九本ヲ益シテ九本マデハ其ノ俚其次第ニ立ツ。多キ時ハ、九ヲ除ッテ残ル数ヲ次第々々ニ立テル事以上八度シテ八用ヲ建立スル。

而シテ体魂及ビ八用デ右九圖ノ名義ガ悉ク備ハル時ハ、之ヲ用フ。若シ違フ時ハ、相違スト知テ立改メル可キ。此ノ傳ハ世間ニ深密ノ秘傳也。流布ノ抄物等ノ法ハ甚ダ迂遠ニシテ、初心ノ人ハ知り難ク、予ガ傳ハ其ノ説ヲ用イズ。今此ノ法ハ、<sup>タヤス</sup>輒ク至リ易キノ術也。秘秘秘ス可キ而シテ算木ノ吉凶ノ説デ深ニ<sup>シン</sup>凶<sup>オソレル</sup>ベキ方ハ六害也。

然雖モ中央ナル時及ビ相生ナル時ハ<sup>オソ</sup>凶レズ、八用ノ善惡ハ相生克比和ノ理及ビ名義ノ意ニ因テ月日時ヲ撰ブ可シ。且ツ月日時共ニ八用八方ノ十二支ヲ以テ考定ス可キ。又生克吉凶大意ハ同性ナリト雖モ名義ノ意ニ随フ設ハ、一得ハ吉、六

害ハ凶、二義ハ吉、七陽ハ大吉、三生ハ吉、八難ハ不吉、乃至四殺ハ凶、九厄ハ吉ナリ。厄ナレドモ土中生金ノ故四殺ヨリハ吉、余ハ之ヲ准ズ可シ。其ノ外ハ名義ノ要解ヲ以テ考合ス可シ。又相生克ノ所用ハ各意ニ回轉シテ考ヘル可シ。嫁娶結婚等ニハ相生ヲ以テ吉トス。又相加ノ日モ用ヒル可シ。此ノ生加二ツハ、最モ人ノ

不知ヲ取扱ヒ、得物詫ビ言ニ専ラ用ユ。諸勝負公吏（事）沙汰等ニハ所克之日ヲ用ユ、能ク克ノ日ヲ忌ム。其ノ外要解ト考へ合セテ吉凶ヲ推考ス可シ而已。

所克之日・・・相克之日の間違えでは？

## 八卦九図即坐占之法

蓋シ、例ヲ挙ゲテ云ク、正月八日己巳日 生年四十一歳乙酉 水性ノ人ノ病占吉凶ニ因テ、五目錄ノ筭木ヲ立テル。即チ坐ノ占ハ、其ノ日ヲ用ユルガ故ニ、正月八日（己巳）ナレバ、己<sup>三</sup>、巳<sup>四</sup>、乙<sup>三</sup>、酉<sup>一</sup>、水性<sup>四</sup>是五目錄ノ筭木也。

此ノ八卦九図ニハ、五成一、九成六ト云ツテ、五ノ筭木アレバ、四ヲ去ッテ一トナシ、九ノ筭木アレバ、三ツ去ッテ六ト成スノ筭木ノ勘定ヲ都合スル故、此レ五成一、九成六ト云ウ名目ヲ兼テ諳<sup>アンキ</sup>記ス可シ。古来ヨリ五乗一、九乗六ト云フハ大ナル誤リ也。今之ヲ改メル故ニ、右上ノ例ハ五目錄ノ内、五ト九ノ二ツアリ。之ヲ直シテ都合スル時、惣数二十五有リ。九ヲ以テ之ヲ除キ、二九十八ヲ拂テ、零数七ツアリ。是ヲ中央ニオキ、体魂神ト定ム。而シテ八方ニ八卦ノ朱引ノ数ヲ立テル。乾一、兌二、離三、震四、巽五、坎六、艮七、坤八等此ノ書ノ頭書ニ出ス其ノ八卦ノ数ノ上ニ中央体魂ノ数ヲ加へ合ワセテ其ノ数ヲ九図ノ数トスル設ハ、乾一数ト中央ノ七ト合スル寸ハ八ト成リテ乾ノ所ニオク。又兌二数ト中央ノ七ト合シテ九ト成リテ、兌ノ所ニオク、何レモ其ノ卦ノ数ト中央ノ数ト合シテ次第

ニオキ回ル。但、九ヨリ多キ時ハ九拂イノ残ル数<sup>バカ</sup>許リヲオク也。是モ亦六害ノ処  
ヲ悪処トス。而シテ八用ハ克生ヲ以テ考占ス可シ。体ヲ剋スハ、本病或ハ祟リ、  
体ヲ生ジル方ヲ取りテ医師及ビ祈念者ヲ請ムベシ。尤モ吉ナリ。此ノ占例ハ中央  
火体ナル故ニ巽五生木ノ処病ノ癒ユル日トシテ、辰巳ノ日ヲ指ス可シ。又相加ハ、  
体ヨリ添出ノ疾等也。又病至極ヲ知ル法ハ拂イ落トシヲ以テ考エル可シ。此ノ法  
ハ三目錄也。其ノ生年ノ数、占月ノ数、占日ノ数ヲ以テ定ム。右ノ例生年四十一  
歳、正月一数八日八数以上三目錄合シテ五十数、九ヲ以テ之ヲ除ク。古来八ヲ以  
テ之ヲ除クハ誤リ也。五九四十五数ヲ拂イ去リテ、<sup>コボレ</sup>零ル五数ヲ得タリ。此ノ五  
艮ノ方、五鬼欲界ノ土ノ処ニ因テ吉凶ヲ推ス可シ。然レドモ中央七陽ノ火ノ体ト  
泄気ナル間至テ不吉ニ非ズトイエドモ長引ク或ハ長病トシル。且ツ又驗ヲ得ル  
日ニハ卯ノ日ヲ指ス可シ。卯ハ二義ノ処ニ属シテ比和ナル故也。若シ、又拂イ落  
トシノ数ガ体ト相克トナル寸ハ、不吉ト知ル可シ。相克スル中ニモ、或ハ死歟或  
ハ長病歟ハ各意ヲ轉ジテ考フ可シ。此ノ外、諸占ハ右ノ例ニ随ッテ左ニ述ベル名  
義要解或ハ体用ノ性ニ時節ノ五位ヲ拂テ占フ寸（時）ハ中ナラズ、遠ナラズト雖  
モ是蘊奥ノ一理也。



造 三  
作 生

木

⑨



天 一  
上 得

水

⑤



江 六  
河 害

水

⑦



虛 二  
空 義

火

⑧



國 七  
土 陽  
火

体  
魂  
神  
①



土 九  
中 厄

金

③



欲 五  
界 鬼

土

④



劍 四  
鐵 殺

金

⑥



森 八  
林 難

木

②

## 六三九圖之法

此ノ法尊愛染明王ノ意ヲ得ル祭法 祈念ス可キ者也。

| 男 図 |       |    | 女 図 |   |   |
|-----|-------|----|-----|---|---|
| 五   | 九     | 七  | 七   | 九 | 五 |
| 左肩  | 頭     | 右肩 |     |   |   |
| 六   | 四     | 二  | 二   | 四 | 六 |
| 手脇  | 胃腸    | 右手 |     | 腹 |   |
| 一   | 八     | 三  | 三   | 八 | 一 |
| 左足  | マタ 男根 | 右足 |     | 開 |   |

右ノ図、男女ハ左右ノ替り、五体四肢ハ前ニ同ジ也。

占法ハ其ノ年ノ當ル所ヲ以テ、男女ノ図ニ求メテ、其ノ年ノ六三ト定ム。

別シテ女ハ四肢八開ノ年ハ必ズ難産也。祭法ハ別ニ有リ。

右之當様ハ一ノ処ヲ一歳、二ノ処ヲ二歳、三ノ処ヲ三歳ト次第ニ當ル也。

設ハ、四十二歳ノ人ヲ例トスルニ、四ヲ以テ四十、五ノ処ヲ一ト挫ヘテ則チ五ノ処男ハ左ノ肩トス。女ハ右ノ肩ト定ム。其ノ年中針灸ヲ忌ムベシ。若シ、當ル処或ハ疵<sup>キズ</sup>ヲ蒙リ、腫物ヲ生ズル寸（時）ハ六三ノ崇リトシテ祭法ヲ為ス可シ。是モ九図ノ占法也。

(現代文)

## 簠簋秘訣集

### 九圖之名義

┃ 一得天上水

┃┃ 二義虚空火

┃┃┃ 三生造作木

┃┃┃ 四殺劍鐵金

┃┃┃┃ 五鬼欲界土

┃┃┃┃ 六害江河水

┃┃┃┃ 七陽國土火

┃┃┃┃┃ 八難森林木

┃┃┃┃┃ 九厄土中金

### 九図の立て方の順番を知る歌

「中央は、右足に手を掛けて、左足にて三頭をふむのである。」

「尾より右肩に上りつつ左手にて肩を押すのである。」

右の歌の通り順番に算木を立て回るのである。詳しくは、左に顕す。

### 五目録九図占法

およそ、九図の占法は、色々な習わしがあって一つではない。そうではあるが、この五目録の法は、非常に重要である。九宮の図は色んなものが集まっているし、三目録等の法は、皆信用するに足らない。しかしこの五目録は、月日時を一緒に、考える定法なので、究極の九図とする古法である。

詳しくは、先ず、月の吉凶を定めるには、行年の干支数、次に日の吉凶を定めるには、月の干支数、又時の吉凶を定めるには、用いる日の干支数を用いる。

この干数と支数とその占人の生年の干数と支数と五性魂の数とを合せると、五目録となる。

さらに、干支の数、魂の数を知る術を左に顕す。

## 干支数を知る伝

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 甲 | 乙 | 丙 | 丁 | 戊 |   | 子 | 丑 | 寅 | 卯 | 辰 | 巳 |
| 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | △ | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 |
| Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ | 丁 | Ⅲ |   | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ | 丁 | Ⅲ | Ⅲ |
| 己 | 庚 | 辛 | 壬 | 癸 |   | 午 | 未 | 申 | 酉 | 戌 | 亥 |

## 五性魂を知る伝

「木はⅢ九数、火はⅢ三つに、土はⅠ一つにて、水はⅢ五つに、金はⅡ七つぞ」

以上の伝で数を定めて、五目録を作り、総ての数を合計して九でこれを除き、残る数を以って数を定め、それを中央に置いてこれを体魂とする。これつまり九図の占の当坐の体である。

そして右の様に中央に立てる数設が、五本である時は、その本数に、五本を益して十として、九でこれを除き、残る一本を歌の順番に随って、その一本を右足に立てるのである。またこの一本に五本を益して六本としたその六本を右手に立てる。この様に、立てる数に九本を益して九本まではその俣その順番で立つ。九本より多い時は、九を除いて残る数を次第々々に立てる事以上八度して八用を建立する。

そして体魂及び八用で右の九図の名義がことごとく備わる時には、これを用いる。もし違う時は、間違っていると知って立で直すべきである。この伝は世間には深密の秘伝である。そして世間に広まっている抜き写し等の方法は、甚だ実用的でなく、初心の人には分かりにくいので、私の伝では、その説を用いない。し

かし今のこの法は、簡単で分かりやすい術である。本当に秘密に、秘密に、秘密にすべきで、算木の吉凶の説で本当に凶となるべき方位は、六害である。

しかしそうではあるが、六害が中央となる時や相生となる時は、凶とはならない。八用の善悪は、相生克比和の理と名義の意味によって月日時を撰ぶべきである。そして月日時はどれも、八用八方の十二支を以って考えて定めるべきである。また、生克吉凶大意は、同性であっても名義の意味に随えば、一得は吉、六害は凶、二義は吉、七陽は大吉、三生は吉、八難は不吉、からの四殺は凶、九厄は吉となる。九厄は、厄であっても土中生金なので、四殺よりかは吉である、後はこれに準じて考えるべきである。その他は、名義の要解によって考え合すべきである。また相生克の所用は、各名義の意味に転じて考えるべきである。嫁娶結婚等には相生を吉とする。また相加の日も用いることが出来る。この生加の二つは、最も人の愚かな事を取り扱ったり、得意なことや、謝罪にもっぱら用いる。また、諸々の勝負事、公の仕事、裁判等に相克の日を用いると、甚だしく相克の日を嫌う。その外は要解と考え合せて吉凶を推考すべきである。

## 八卦九図即ち坐占の法

思うに、例を挙げて言うが、正月八日己巳日 生年四十一歳乙酉 水性の人の病占吉凶において、五目録の算木を立てる。つまり坐の占は、その日を用いるので、正月八日（己巳）であるならば、己<sup>三</sup>、巳<sup>三</sup>、乙<sup>三</sup>、酉<sup>一</sup>、水性<sup>三</sup>是、これが五目録の算木である。

この八卦九図には、五成一、九成六と云って、五の算木があれば、四を去って一として、九の算木があれば、三を去って六ししてト算木の勘定を合計するので、これを「五成一、九成六」と云う名目を兼ねて暗記すべきである。古来より「五

乗一、九乗六」と云っているのは大いなる誤りである。今これを改めると、右上の例は、五目録の内、五と九の二つがあるから、これを直して合計すると、総数は二十五になる。九でこれを除き、二九十八を払って、零数は七となる。これを中央に置き、体魂神と定める。そして八方に八卦の朱引の数を立てる。乾一、兌二、離三、震四、巽五、坎六、艮七、坤八等この書の冒頭に出した八卦の数の上に中央体魂の数を加えて合わせてその其の数を九図の数とする場合は、乾の一数と中央の七とを合せると八となるので、これを乾の所に置く。また兌二数と中央の七とを合せると九となるので、これを兌の所に置く、いずれもその卦の数と中央の数とを合わせて順番に置いて回る。そして、九より多い時は、九払いの残りの数だけを置くのである。この場合もまた、六害の処を悪処とする。そして八用は、克生で考えて占うべきである。体を剋すのは、本病か祟りであり、体を生じる方を取って医師や祈念者をたのむのが良い。最も吉である。この占例は中央が火の体なので、巽五の生木の処を病の治る日として、辰巳の日を使うことが出来る。また相加は、体より添出の疾等である。また病の至極を知る法は、払い落としで考えるべきである。この法は、三目録である。その生年の数、占月の数、占日の数で定める。右の例は、生年四十一歳、正月一数八日八数以上の三目録を合せて五十数となるので、九でこれを除く。古来より八でこれを除くのは誤りである。五九四十五数を払い去って、零れる五数を得る。この五艮の方は、五鬼欲界の土の処によって吉凶を考えるのが良い。しかし中央七陽の火の体とは泄気の間なので、不吉ではないが、病気が長引いたり、長病となったりする。そしてまた結果が出る日は、卯の日となるだろう。卯は二義の処に属して中央の七陽の火とは比和であるためである。もしまた、払い落としの数が体と相克とな時は、不吉と知るべきである。相克する中にも、死や長病や各意味を転じて考えるべきで

ある。この他、諸占は、右の例に従って左に述べる名義の要解や体用の性に時節の五位を払って占う時は、当たらずとも、遠からずで、これは奥義の一理となる。

※病の至極を知る方法・・・これがどういうことか？今一つわかりません。



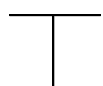
造 三  
作 生

木  
⑨



天 一  
上 得

水  
⑤



江 六  
河 害

水  
⑦



虚 二  
空 義

火  
⑧



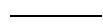
國 七  
土 陽  
火

体  
魂  
神  
①



土 九  
中 厄

金  
③



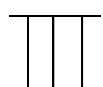
欲 五  
界 鬼

土  
④



劍 四  
鐵 殺

金  
⑥



森 八  
林 難

木  
②

## 六三九圖之法

この法は、尊愛染明王の意を得る祭法 祈念すべき者である。

| 男 図     |            |         | 女 図 |        |   |
|---------|------------|---------|-----|--------|---|
| 五<br>左肩 | 九<br>頭     | 七<br>右肩 | 七   | 九      | 五 |
| 六<br>手脇 | 四<br>胃腸    | 二<br>右手 | 二   | 四<br>腹 | 六 |
| 一<br>左足 | 八<br>マタ 男根 | 三<br>右足 | 三   | 八<br>開 | 一 |

右の図、男女は左右が入れ替り、五体四肢（体全体）は前に同じである。

占法は、その年の当たる所を以って、男女の図に求めて、その年の六三と定める。

別して女は、四肢八開の年には必ず難産となるが、祭法は別に有る。

右の場合は、一の処を一歳、二の処を二歳、三の処を三歳として順番に当たるのである。

この場合は、四十二歳の人を例とするので、四を以って四十、五の処を一と据えて、つまり五の処は、男は左の肩とし、女は右の肩と定める。その年中は、針灸嫌うのが良い。もし、当たる処、或は、疵<sup>キズ</sup>を蒙り、腫物を生じる時は、六三の祟りとして祭法を行うのが良い。これも九図の占法である。

(解説)

まず九図の名義の 1 ～ 9 までの数について書かれています。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ┃ 一得天上水   | ┃┃ 二義虚空火  | ┃┃┃ 三生造作木 |
| ┃┃┃ 四殺劍鐵金 | ┃┃┃ 五鬼欲界土 | ┃┃┃ 六害江河水 |
| ┃┃┃ 七陽國土火 | ┃┃┃ 八難森林木 | ┃┃┃ 九厄土中金 |

## 九図の立て方の順番を知る歌

「中央は、右足に手を掛けて、左足にて三頭をふむのである。」

「尾より右肩に上りつつ左手にて肩を押すのである。」

右の歌の通り順番に算木を立て回るのである。詳しくは、左に頭す。

この歌を図にすると以下の通りとなります。

|   |         |              |         |   |
|---|---------|--------------|---------|---|
| 巽 | 南       |              |         | 坤 |
| 東 | 九<br>左肩 | 五<br>三頭      | 七<br>右肩 | 西 |
|   | 八<br>左手 | 一<br>中央<br>腹 | 三<br>右手 |   |
|   | 四<br>左足 | 六<br>尾       | 二<br>右足 |   |
| 艮 | 北       |              |         | 乾 |

つまり洛書、後天定位盤の回り順と同じです。

## 五目録九図占法

ここでは、九図の占法は色々とあるが、三目録は信用出来ないが、五目録は、究極の九図とする古法であるとしています。

五目録は、先ず

その占人の生年の干数と支数と五性魂の数

それに占う月日時刻により使う干数と支数が以下の様になります。

月の吉凶を定める場合

行年の干支数、

日の吉凶を定める場合

月の干支数、

時の吉凶を定める場合

用いる日の干支数

この5つを合せるのを五目録と言います。

そして9で割った余りの数を零数と言います。

尚の零数は、レイ数ではなくて、こぼ（零）れた数と言う意味です。

そこで上で出てくる「干支の数」、「魂の数」は以下の通りの数を使います。

### 干支数を知る伝

|    |   |   |   |    |   |    |   |   |   |    |    |
|----|---|---|---|----|---|----|---|---|---|----|----|
| 甲  | 乙 | 丙 | 丁 | 戊  |   | 子  | 丑 | 寅 | 卯 | 辰  | 巳  |
| 九  | 八 | 七 | 六 | 五  | △ | 九  | 八 | 七 | 六 | 五  | 四  |
| ⅢⅢ | Ⅲ | Ⅱ | ┐ | ⅢⅢ |   | ⅢⅢ | Ⅲ | Ⅱ | ┐ | ⅢⅢ | ⅢⅢ |
| 己  | 庚 | 辛 | 壬 | 癸  |   | 午  | 未 | 申 | 酉 | 戌  | 亥  |

### 五性魂を知る伝

「木はⅢⅢ九数、火はⅢ三つに、土は┐一つにて、水はⅢⅢ五つに、金はⅡ七つぞ」の歌の通り、木はⅢⅢ九 火はⅢ三 土は┐一 水はⅢⅢ五 金はⅡ七となります。ですから、

まず、上の五目録九図占法と生年の干支数と五性魂の数の5つを合計し五目録を出して、てそれを9で割って零数を作ります。

尚、五性魂の数は、生年の干支の納音五行の数です。

そしてこの様にして出た零数を体魂とし、これを九図の占いの当坐の体とします。そしてそれを中宮に立てて、盤を作ります。

そして例えば、中央に立てる数が、五本である時は、その五本に、五本を加えて十として、九で割って、余りの一本を歌の順番に随って、乾に置く。そしてこの一本に五本を加えて次は兌に置く。次はこの六本に五本を加えると、十一本になるので、九で割って余りの数である二を艮に置く。この様にして離、坎、坤、震、巽の順番で八度の八用を立てるとしていただきますので、これを全て行くと以下の通りとなります。

|    |              |              |
|----|--------------|--------------|
| 中央 |              | 5            |
| 乾宮 | $5 + 5 = 10$ | $10 - 9 = 1$ |
| 兌宮 | $1 + 5 = 6$  | 6            |
| 艮宮 | $6 + 5 = 11$ | $11 - 9 = 2$ |
| 離宮 | $2 + 5 = 7$  | 7            |
| 坎宮 | $7 + 5 = 12$ | $12 - 9 = 3$ |
| 坤宮 | $3 + 5 = 8$  | 8            |
| 震宮 | $8 + 5 = 13$ | $13 - 9 = 4$ |
| 巽宮 | $4 + 5 = 9$  | 9            |

となり、図にすると以下の図になります。

|                       |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 九<br>厄<br>土<br>中<br>金 | 七<br>陽<br>國<br>土<br>火 | 八<br>難<br>森<br>林<br>木 |
| 四<br>殺<br>劍<br>鐵<br>金 | 五<br>鬼<br>欲<br>界<br>土 | 六<br>害<br>江<br>河<br>水 |
| 二<br>義<br>虚<br>空<br>火 | 三<br>生<br>造<br>作<br>木 | 一<br>得<br>天<br>上<br>水 |

ここで注意するのは、六害は凶ですが、中宮にある場合や相生の場合は凶とはならないとしています。それ以外の場合（相克、相加の場合）は、大凶です。ですから、あくまで相生克比和の関係を優先して名義の意味とで使うべき月日時刻を選ぶとしています。

名義の意味として

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 一得は吉  | 二義は吉  | 三生は吉、 |
| 四殺は凶  | 五鬼は凶  | 六害は凶、 |
| 七陽は大吉 | 八難は不吉 | 九厄は吉  |

となります。ここでは五鬼だけ吉凶が出ていませんが他の文献を参考にする

と凶であると解釈出来ます。

尚、九厄は、厄と悪い言葉が使われていますが、土中生金なので、四殺よりかは吉ぐらいの吉です。

また、嫁娶結婚等には相生を吉とする。また相加の日も用いることが出来る。この生加の二つは、最も人の愚かな事を取り扱ったり、得意なことや、謝罪にもつばら用いる。

また、諸々の勝負事、公の仕事、裁判等に相克の日を用いると、甚だしく相克の日を嫌う等言っていますが、事例が書いてませんので、はっきりとわかりませんが、多分体魂（中宮）との相生相克と言っていると思われます。

そして選ぶ月日時刻については、十二支を以て考える様に書いてありますので、例えば、上の図で南に七陽國土火が来ていますので、火生土と中宮の体魂を生じるので、この七陽國土火のある南の十二支である午の月、午の日、午の刻が使えるとなります。

## 八卦九図即ち坐占の法

ここでは事例を挙げています。

正月八日（己巳日）

生年四十一歳 乙酉 水性の人

要件：病占吉凶において、五目録の算木を立てる。

ここでは、

生年の干支数

用いる日の干支数（日を占う場合は日の干支数を使う点が上の場合とは異なります。）

性の数

を使っています。

つまり、

生年の干支数 乙酉 → 乙 8 酉 6

用いる日の干支数 己巳 → 己 9 巳 4

性の数 水性 → 5

合計 32 となりますが、

ここで

この八卦九図には、「五成一、九成六」と言って、

※昔は「五乗一、九乗六」と言っていました。

5は1に、9は6に置き換えるという原則がありますので、これを置き換えると  
生年の干支数 乙酉 → 乙8 酉6

用いる日の干支数 己巳 → 己~~9~~6 巳4

性の数 水性 → ~~5~~1

合計 25となります。

この25を9で割ると  $25 \div 9 = 2$  余り7となりこの零数7を中宮に置き、  
体魂神と定めます。

そしてここでは、乾一、兌二、離三、震四、巽五、坎六、艮七、坤八の順番に九  
図を配置して行きます。

この場合は、中宮が7なので、

乾宮は、中宮の  $7 + 1 = 8$

兌宮は、中宮の  $7 + 2 = 9$

離宮は、中宮の  $7 + 3 = 10$   $10 \div 9 = 1$  余り1

震宮は、中宮の  $7 + 4 = 11$   $11 \div 9 = 1$  余り2

巽宮は、中宮の  $7 + 5 = 12$   $12 \div 9 = 1$  余り3

坎宮は、中宮の  $7 + 6 = 13$   $13 \div 9 = 1$  余り4

艮宮は、中宮の  $7 + 7 = 14$   $14 \div 9 = 1$  余り5

坤宮は、中宮の  $7 + 8 = 15$   $15 \div 9 = 1$  余り6

つまり



造 三  
作 生

木  
⑨



天 一  
上 得

水  
⑤



江 六  
河 害

水  
⑦



虚 二  
空 義

火  
⑧



國 七  
土 陽  
火

体  
魂  
神  
①



土 九  
中 厄

金  
③



欲 五  
界 鬼

土  
④



劍 四  
鐵 殺

金  
⑥



森 八  
林 難

木  
②

となり、この場合もまた、六害の所は凶としています。

そして八用は、克生で考えて占うべきであり、

中宮の体を剋す所は、本病か祟りであり、体を生じる方を取って医師や祈念者をたのむのが良い。最も吉である。

この占例は、中宮が火の体なので、巽五の生木の所を病の治る日として、辰巳の日を使うことが出来る。

また相加は、体より添出の疾等である。

また病の至極を知る法は、「払い落としの法」で考えるべきであるとしています。

そして、この「払い落しの法」は、三目録です。

つまりその生年の数、

占月の数、

占日の数で出します。

それぞれの数は上の表のものを使います。

上の例の場合、

生年四十一歳 4 1

正月一数 1

八日八数 8

となり、以上の三目録を合せると合計50数となるので、これを9で割ります。

$50 \div 9 = 5$  余り 5

これを昔は8で割っていましたが、この本では9で割るとしています。

よって5（五鬼欲界土）となるので、この5（五鬼欲界土）は、先ほどの八卦九図では、艮宮にありますので、中宮の体魂神の七陽國土火との相生相克で吉凶を考えると、火と土なので火生土と相生で悪くはありませんが、中宮の火が気を洩らしている泄気の関係なので、不吉ではないが、病気が長引いたり、長病となったりするとしています。

つまり中宮が生じられる場合、この場合だと木の場合が最も吉であることになります。

そしてまた結果（効果）が出る日は、卯の日となるとしています。

何故なら、卯は二義虚空火の所で中央の七陽國土火とは比和であるためです。

そして、もしこの「払い落しの数」が体と相克となる時には、不吉とします。

## 六三九圖之法

これは例題が間違っている？のかよく解りません。